

長官

乙未五拾九日

諸商船

當使官下

過

貳箱ヲ以相

別紙甲第六号ノ通布連根山自上月

也
明治十一年七月六日 前拓長官黒田清隆

前拓使

後者... 施... 布... 本... 可...
施... 布... 本... 可...
施... 布... 本... 可...
施... 布... 本... 可...

本件... 亦... 亦... 亦...
本件... 亦... 亦... 亦...
本件... 亦... 亦... 亦...
本件... 亦... 亦... 亦...

長官 書記官 等外三等之義二調
 乙中五拾九号
 諸商船積石超過一件改定禁以布達、義上申
 當使官下、於、貨物積取、諸商船積石超
 過一件改定、義、付布達案相添本年二月甲第
 貳第、以相伺候處今般申聞届相成候、自
 別紙甲第六号、通布達候條此段上申候
 也
 明治十一年七月六日 御拓長官黑田清隆
 御拓長官 御拓長官

長官 書記官 等外三等之義二調

乙中五拾九号

諸商船積石超過一件改定禁以布達、義上申

當使官下、於、貨物積取、諸商船積石超

過一件改定、義、付布達案相添本年二月甲第

貳第、以相伺候處今般申聞届相成候、自

別紙甲第六号、通布達候條此段上申候

也
明治十一年七月六日 御拓長官黑田清隆

御拓長官

